

問題347

□□□

H10-03-5

Aは、Bに対し、自己所有の甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地を引き渡したが、その後、Cに対しても甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地の所有権移転登記を経由した。この場合、Bが引渡しを受けた後に甲土地を第三者に賃貸した場合には、Bは、直接占有を失うので、取得時効は成立しない。

問題348

□□□

H10-03-4

Aは、Bに対し、自己所有の甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地を引き渡したが、その後、Cに対しても甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地の所有権移転登記を経由した。この場合、Bは、甲土地の引渡しを受けた後に、他人により占有を奪われたとしても、占有回収の訴えを提起して占有を回復した場合には、継続して占有したものと扱われる所以、占有を奪われていた期間も、時効期間に算入される。

問題349

□□□

H30-06-才

不動産の占有者が第三者の侵奪行為によってその占有を失った場合であっても、その後、占有回収の訴えによってその占有を回復したときは、当該占有者による不動産の取得時効は中断しない。

問題350

□□□

H29-08-ア

A所有の甲土地について、Bの取得時効が完成した後その旨の所有権の移転の登記がされる前に、CがAから抵当権の設定を受けてその旨の抵当権の設定の登記がされた場合には、Bが当該抵当権の設定の登記後引き続き時効取得に必要な期間占有を継続したときであっても、Cの抵当権が消滅することはない。

問題351

□□□

R03-06-イ

債権は、債権者が権利行使することができることを知った時から10年間行使しないときは、時効によって消滅する。

問題352

□□□

H18-07-イ

債権は、時効によって消滅するが、時効によって取得できる債権はない。

解答347 × 取得時効の要件としての自主占有は、占有者自身が直接占有する自己占有だけでなく、本問のように賃借人等の他人を介して間接的に占有する代理占有でもよい。したがって、本人Bは、それまでの自己占有とその後の代理占有を併せた期間占有を継続しているものとして、時効取得することが可能である。

解答348 ○ 取得時効の完成のためには、占有は時効期間中継続しなければならないところ。原則として、占有者が「他人によってその占有を奪われた」とときは時効は中断する（164）が、例外的に「占有者が占有回収の訴えを提起したときは」占有は失われなかつたものとして取り扱われる（203ただし書、最判昭44.12.2）。本問では、占有回収の訴えを提起して占有を回復しているので、継続して占有したものと扱われ、占有を奪われていた期間も時効期間に算入される。

解答349 ○ 占有者が占有を奪われたときは、取得時効は中断する（164）が、占有回収の訴え（200Ⅰ）により占有を回復すると占有は継続したものと扱われ（203但書、最判昭44.12.2）、時効は中断しない。

解答350 × 時効取得者は、時効完成後の第三者に対して登記なくして自己の所有権を対抗することができない（大連判大14.7.8）。しかし、第三者の登記後さらに取得時効に必要な期間占有すれば、また時効を主張することができる（最判昭36.7.20）。したがって、BがCの抵当権設定登記後引き続き時効取得に必要な期間占有を継続すれば、Cの抵当権は消滅する。

解答351 × 債権は、債権者が権利行使することができることを知った時から「5年間」行使しないときは、時効によって消滅する（166Ⅰ①）。なお、権利行使することができる時から10年間行使しないときも、時効によって消滅する（166Ⅰ②）。

解答352 × 債権は、権利行使することができることを知った時から5年、権利行使することができるときから10年、行使しないときに消滅する（166Ⅰ）。これに対して、取得時効については、物の占有を要件とすることから、通常権利行使の外形の存在しない債権については占有という概念になじまないことから取得時効は成立しない。もっとも、不動産賃借権は、債権であるが、判例は「他人の土地の継続的な用益という外形的事実が存在し、かつ、その用益が賃借の意思に基づくものであることが客観的に表現されているとき」には土地の賃借権の時効取得を認めている（最判昭62.6.5）。